

# クロネコゆうパック約款

関自貨第五六七号 認可年月日令和五年九月十五日

## 第一章 総則（第一条～第二条）

- 第二章 運送業務
- 第一節 運送（第三条）
- 第二節 運送の引受け（第四条～第十条）
- 第三節 荷物の受取り及び配達（第十一条～第十四条）
- 第四節 指図（第十五条～第十六条）
- 第五節 事故（第十七条～第十八条）
- 第六節 運賃及び料金（第十九条～第二十四条）
- 第七節 責任（第二十五条～第三十三条）

## 第一章 総則

**第一条** 「クロネコゆうパック」とは、当店が荷受人までの運送の責任を負うことを前提に、荷受人からお預かりした荷物（以下「荷物」といいます。）を、日本郵便株式会社（以下「日本郵便」といいます。）のゆうパック（以下「ゆうパック」といいます。）を利用して荷受人までお届けする運送サービスを行います。

**第二条** この約款は、クロネコゆうパックによる運送に適用されます。なお、日本郵便に差出した後の運送は、日本郵便の定める事項に基づき行われます。

この約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によります。

当店は、前二項の規定にかかわらず、法令に反しない範囲で、特約の申込みに応じることがあります。

## 第二章 運送業務

### 第一節 通則

**第三条** 当店は、受付日時を定め、営業所その他の事業所の店頭に掲示します。

前項の受付日時を変更する場合には、あらかじめ営業所その他の事業所の店頭に掲示します。

### 第二節 運送の引受け

**第四条** 当店は、荷物の運送を引き受ける時に、次の事項を記載した送り状を荷物一個ごとに発行します。この場合において、第一号から第四号までは荷受人が記載し、第五号から第七号までは当店が記載するものとします。

一 荷受人の氏名又は名称、郵便番号及び住所

二 荷受人の氏名又は名称、郵便番号及び配達先住所

三 荷物の品名

四 運送上の特段の注意事項（壊れやすいもの、変質又は腐敗しやすいもの等荷物の性質の区分その他必要な事項を記載するものとする。）

五 運送サービスの名称

六 当店の名称及び問い合わせ窓口電話番号

七 その他荷物の運送に関し必要な事項

前項の送り状の発行は、電磁的方法により行うことがあります。

**第五条** 荷受人は、第四条第一項各号に掲げる事項（五号が不要と判断したものは除く。）を料金後納の表示、その他当店の指定する事項を記載した書面を荷物の外装に貼り付けなければなりません。

**第六条** 当店は、荷物の運送の申込みがあったときは、その荷物の種類及び性質を通知することを荷受人に求めることがあります。

当店は、前項の場合において、荷物の種類及び性質につき荷受人が告げたことに疑いがあるときは、荷受人の同意を得て、その立会いの上で、これを点検することがあります。

当店は、前項の規定により点検をした場合において、荷物の種類及び性質が荷受人の通知をしたところと異なるないときは、これにより生じた損害を賠償します。

当店が、第二項の規定により点検した場合において、荷物の種類及び性質が荷受人の通知したところと異なるときは、その点検に要した費用は荷受人の負担とします。

**第七条** 当店は、次に掲げる大きさ及び重量の荷物をクロネコゆうパックとして引受けできるものとします。ただし、日本郵便が配送を拒絶した場合は、この限りではありません。

一 大きさが長辺三十四センチメートル以内、厚さ三センチメートル以内、長さ、幅及び厚さの合計六十七センチメートル以内

二 重量一キログラム以下

前項の規定にかかわらず、荷物の大きさは、次に掲げる最小限の制限を下回ることができないものとします。

円筒形又はこれに類する形状のもの 長さ十四センチメートル直径若しくは短径又はこれらに類する部分三センチメートル

前に規定する形状以外のもの 長さ十四センチメートル、幅九センチメートル

厚紙又は耐力のある紙若しくは布で作成した長さ十二センチメートル、幅六センチメートル以上の大きさのあて名札を付けたものは、第一号、第二号の限りではありません。

**第八条** 荷受人は、荷物の性質、大きさ、重量等に応じて、運送に適するように荷造りをしなければなりません。

二 当店は、荷物の荷造りが運送に適さないときは、荷受人に対し必要な荷造りを要求し、又は荷受人の負担により当店が必要な荷造りを行います。

**第九条** 当店は、次の各号の一に該当する場合には、運送の引受けを拒絶することがあります。

一 当該運送の申込みが、この約款によらないものであるとき

二 荷受人が送り状に必要な事項の記載をしない、第六条第一項の規定による通知をしない、又は同条第二項の規定による点検の同意を与えないとき。

三 当該運送に不適切な荷物として認められたとき、当該運送に關し、荷受人から特別の負担を求められたとき

四 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴力団対策法」という。）第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる認められる運送、信書の運送等運送が法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき

五 荷受人又は荷受人が次に掲げるものであるとき

六 暴力団、暴力団対策法第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、暴力団準構成員、又は暴力団関係者その他の反社会的勢力であると認められるとき

七 法人その他の団体であると認められるとき

八 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があると認められるとき

九 当店に対し暴行、脅迫等の犯罪行為又は不当要求を行う者（荷受人にあつては、同様の行為が行われる蓋然性が極めて高いと当店が判断する者を含む。）であると認められるとき

十 再発行が困難な受験票、パスポート、車検証

十一 再生不可能な原稿、原図、テープ、フィルム

十二 クレジットカード、キャッシュカード等のカード類

十三 遺骨、位牌

十四 花火、シンナー等、発火性、引火性、揮発性のあるもの

十五 銃砲刀剣類

十六 毒物及び劇物類

十七 動植物

十八 複数の個人情報情報が含まれたもの

十九 貴金属、宝石その他の貴重品

二十 荷物（梱包の価格が三千円を超えるもの。）

**第十条** 当店は、荷受人の利益を害さない限り、引き受けた荷物を他の運送機関と連絡して、又は他の貨物自動車運送事業者の行う運送若しくは他の運送機関を利用して運送することがあります。

**第十一条** 荷物の受取り及び配達（荷物の受取り）

一 当店は、指示された集荷先又は発送地において荷受人又は荷受人の指定する者から荷物を受け取ります。このとき、荷受人又は荷受人の指定する者は、荷物のサイズを当店に対して申告し、また、荷物が複数の場合、サイズごとに区分して引き渡さなければなりません。

**第十二条** 当店は、日本郵便に差し出した後の荷物の配達は、ゆうパックに適用される日本郵便の運送約款の規定に基づき行われます。

**第十三条** 当店は、日本郵便が荷受人を確知することができない等の理由により日本郵便から荷物が返還されたとき、又は荷受人が理由の有無にかかわらず当店に返還したときは、荷受人より何らかの指図を受けることなく、遅滞なく荷受人に対し、当該荷物を返送するものとします。

当店は、前項の規定により荷物の返送をしたときは、遅滞なく、返送理由を荷受人に通知します。

当店は、第一項の規定により荷物の返送をしたときは、その運賃、料金等の全額を収受します。ただし、当店が責任を負う事由による場合は、この限りではありません。この場合において、当店は既に運賃、料金等の全部又は一部を収受しているときは、これを払い戻します。

**第十四条** 荷受人に返送すべき荷物で、荷受人不明その他の事由により当該荷物を荷受人に返送することができないときは、当店は、これを点検することがあります。

前項の規定により当該荷物を点検してもなお当該荷物を配達し、又は荷受人に返送することができないときは、当店は、当該荷物を補修した上で保管します。

当店は、前項の規定により当該荷物を保管するときは、当該荷物の引渡し請求又は照会に対して、速やかに回答できるようにするため、その処理状況を記録します。

当店は、第二項の規定による保管を開始した日から三月以内にその引渡し請求がない場合、当該荷物の内、有価物でないものは、当該荷物に記載された内容を判読することができないよう裁断その他の措置を講じた上でこれを棄却します。又当該荷物の内、有価物で滅失若しくは損傷のおそれがあるもの又はその保管に必要以上の費用を要するものは、これを売却することができるものとします。当店は、その代金を引渡し請求並びに荷物の保管及び処分を要した費用に充当し、余剰があるときは保管します。

第二項の規定により当該荷物の保管を開始した日から一年以内に引渡し請求する者がないときは、前項の規定により売却された有価物以外の有価物及び前項の規定により保管される売却代金は当店に帰属します。

**第十五条** 荷受人は、当店に対し、荷物の運送の中止、返送その他の処分につき指図をすることができます。ただし、この場合の第十九条第一項に定める運賃等の返還は行わないものとします。

前項に規定する荷受人の権利は、荷物を荷受人にお届けした時に消滅します。

### 第四節 指図

**第十六条** 当店は、運送上の支障が生じるおそれがあるとき、前条第一項の規定による指図に応じない場合があります。

前項の規定により、指図に応じないときは、当店は、運送の中止若しくは返送又は処分を行うこととします。

**第十七条** 事故の際の措置

一 運送中、その旨を荷受人に通知します。

二 当店は、荷物に著しい損傷を発見したとき又は日本郵便への差出が著しく遅延したときは、遅滞なく、荷受人に対し、相当の期間を定め荷物の処分につき指図を求めます。

三 当店は、前項の場合において、指図を待つまいとまがなるとき又は当店の定めた期間内に指図がないときは、荷受人の利益のために、当店の裁量によって、当該荷物の運送の中止若しくは返送又は運送経路若しくは運送方法の変更その他の適切な処分を行うことがあります。

四 当店は、前項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を荷受人に通知します。

五 第二項の規定にかかわらず、運送上の支障が生じると認められる場合には、荷受人の指図に応じないことがあります。

六 当店は、前項の規定により、指図に応じないときは、遅滞なく、その旨を荷受人に通知します。

七 第二項に規定する指図の請求及び指図に従って行った処分又は第三項の規定による処分による事由又は荷物の損傷又は遅延が荷受人の責任による事由又は荷物の性質若しくは欠陥によるときは、荷受人の負担とし、その他のときは当店の負担とします。

八 当店が荷物を日本郵便に差し出した後の滅失、損傷については、日本郵便が行う事故の際の措置により当店に通知があった場合に限り、前七項により取扱います。

**第十八条** 当店は、荷物が第九条第九号アに該当するものであることを運送の途上で知ったときは、荷物の取卸しその他の運送上の損害を防止するための処分をします。

前項に規定する処分を要した費用は、すべて荷受人の負担とします。

当店は、第一項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を荷受人に通知します。

### 第六節 運賃及び料金

**第十九条** 当店は、引き受けた運送に対して、国土交通大臣に届け出た運賃その他運送に関する料金（以下「運賃等」という。）を収受します。

運賃等は、営業所その他の事業所の店頭に掲示します。

当店は、収受した運賃等の割戻しはいたしません。

**第二十条** 運賃等の取受方法

一 当店は、荷物を受け取る時に、荷受人から運賃等を収受します。

二 前項の場合において、運賃等の額が確定しないときは、その概算額の前渡しを受け、運賃等の確定後、荷受人に対し、その過不足を払い戻し、又は追徴します。

三 当店は、第十一条に基づき申告されたサイズと、差出し時に日本郵便で計測したサイズに差異が生じた場合、日本郵便で計測したサイズに基づき運賃等を収受することができます。

**第二十一条** 当店は、荷受人が前条の運賃等を支払わなかったときは、荷物を荷受人に配達した日の翌日から支払いを受けた日までの期間に対し、年利十四・五パーセントの割合で、延滞料の支払いを請求することがあります。

**第二十二条** 当店は、荷物の全部又は一部が天災その他やむを得ない事由又は当店が責任を負う事由によつて、荷物の滅失、著しい損傷が生じたときは、その運賃等を請求いたしません。この場合において、当店は既に運賃等の全部又は一部を収受しているときは、これを払い戻します。

二 当店は、荷物の全部又は一部がその性質若しくは欠陥又は荷受人の責任による事由によつて、荷物の滅失、著しい損傷が生じたときは、その運賃等の全額を収受します。

**第二十三条** 当店は、第十七条及び第十八条の規定により荷物の処分をしたときは、その処分に応じて、又は既に行った運送の割合に応じて、運賃等を収受します。ただし、既に当該荷物について運賃等の全部又は一部を収受している場合において、不足があるときは、荷受人にその支払いを請求し、余剰があるときは、これを荷受人に払い戻します。

**第二十四条** 当店は、運送の中止の指図に応じた場合において、荷受人が責任を負わない事由による場合を除いて、中止手数料を請求することがあります。ただし、荷受人からの運送の中止の指図があった場合において、当店が運送上の支障が生じるおそれがないと認められる場合には請求いたしません。

前項の中止手数料は、一運送契約につき、運賃等の相当額とします。

### 第七節 責任

**第二十五条** 荷物の滅失又は損傷についての当店の責任は、荷物を荷受人から受け取った時に始まり、責任を負いません。

**第二十六条** 当店は、荷物の受取から引渡しまでの間にその荷物が滅失し若しくは損傷し、若しくはその滅失若しくは損傷の原因が生じ、又は荷物が延着したときは、これによつて生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当店が、自己又は使用人その他運送の為に使用した者が、荷物の受取、運送、保管及び引渡しについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りではありません。

**第二十七条** 当店は、次の事由による荷物の滅失又は損傷については、損害賠償の責任を負いません。

一 当該荷物の欠陥、自然の消耗

二 当該荷物の性質による発火、爆発、むれ、かび、腐敗、変色、さびその他これに類似する事由

三 同盟罷業、同盟怠業、社会的騷擾その他の事由又は強盗

四 不可抗力による火災

五 地震、津波、高潮、大水、暴風雨、地すべり、山崩れ等その他の天災

六 予見できない異常な交通障害

七 法令又は公権力発動による運送の差止め、開封、没収、差押え又は第三者への引渡し

八 荷受人による送り状の記載過誤その他荷受人又は荷受人の故意又は過失

**第二十八条** 第九号に該当する荷物については、当店の責任を負いません。

二 第九号第九号に該当する荷物については、当店の責任を負いません。

三 壊れやすいもの、変質又は腐敗しやすいもの等運送上の特段の注意を要する荷物については、荷受人がその旨を外装表示に記載せず、かつ、当店がその旨を知らなかつた場合は、当店は、運送上の滅失又は損傷について、損害賠償の責任を負いません。

**第二十九条** 荷物の損傷についての当店の責任は、荷物を荷受人に引き渡した日から十四日以内に当店に通知を発しない限り消滅します。

前項の規定は、当店がその損害を知つて引き渡した場合に、適用しません。

### 第三十条

当店は、荷物の滅失による損害については、荷物の価格（発送地における荷物の価格をいう。以下同じ。）を三千円以内で賠償します。

二 当店は、荷物の損傷による損害については、荷物の価格を基準として損傷の程度に応じ三千円以内で賠償します。

**第三十一条** 当店の責任は、荷物の引渡しを完了した日（荷物の全部滅失の場合にあつては、その引渡しが完了すべき日）から一年以内に裁判上の請求がされないときは、消滅します。

前項の期間は、荷物の滅失等による損害が発生した後に限り、合意により延長することができます。

**第三十二条** 当店は、他の運送機関と連絡して、又は他の貨物自動車運送事業者の行う運送若しくは他の運送機関を利用して運送を行う場合においても、運送上の責任は、この約款により当店が負います。

**第三十三条** 荷受人は、荷物の性質又は欠陥により当店に与えた損害について、損害賠償の責任を負わなければならないとします。ただし、荷受人が過失なくしてその性質若しくは欠陥を知らなかつたとき、又は当店がこれを知つていたときは、この限りではありません。

### 第三十三条

当店は、次に掲げる大きさ及び重量の荷物をクロネコゆうパックとして引受けできるものとします。ただし、日本郵便が配送を拒絶した場合は、この限りではありません。

一 大きさが長辺三十四センチメートル以内、厚さ三センチメートル以内、長さ、幅及び厚さの合計六十七センチメートル以内

二 重量一キログラム以下

前項の規定にかかわらず、荷物の大きさは、次に掲げる最小限の制限を下回ることができないものとします。

円筒形又はこれに類する形状のもの 長さ十四センチメートル直径若しくは短径又はこれらに類する部分三センチメートル

前に規定する形状以外のもの 長さ十四センチメートル、幅九センチメートル

厚紙又は耐力のある紙若しくは布で作成した長さ十二センチメートル、幅六センチメートル以上の大きさのあて名札を付けたものは、第一号、第二号の限りではありません。

**第三十四条** 荷受人は、荷物の性質、大きさ、重量等に応じて、運送に適するように荷造りをしなければなりません。

二 当店は、荷物の荷造りが運送に適さないときは、荷受人に対し必要な荷造りを要求し、又は荷受人の負担により当店が必要な荷造りを行います。

**第三十五条** 当店は、次の各号の一に該当する場合には、運送の引受けを拒絶することがあります。

一 当該運送の申込みが、この約款によらないものであるとき

二 荷受人が送り状に必要な事項の記載をしない、第六条第一項の規定による通知をしない、又は同条第二項の規定による点検の同意を与えないとき。

**第三十六条** 当店は、次に掲げる大きさ及び重量の荷物をクロネコゆうパックとして引受けできるものとします。ただし、日本郵便が配送を拒絶した場合は、この限りではありません。

一 大きさが長辺三十四センチメートル以内、厚さ三センチメートル以内、長さ、幅及び厚さの合計六十七センチメートル以内

二 重量一キログラム以下

前項の規定にかかわらず、荷物の大きさは、次に掲げる最小限の制限を下回ることができないものとします。

円筒形又はこれに類する形状のもの 長さ十四センチメートル直径若しくは短径又はこれらに類する部分三センチメートル

前に規定する形状以外のもの 長さ十四センチメートル、幅九センチメートル

厚紙又は耐力のある紙若しくは布で作成した長さ十二センチメートル、幅六センチメートル以上の大きさのあて名札を付けたものは、第一号、第二号の限りではありません。

**第三十七条** 当店は、次に掲げる大きさ及び重量の荷物をクロネコゆうパックとして引受けできるものとします。ただし、日本郵便が配送を拒絶した場合は、この限りではありません。

一 大きさが長辺三十四センチメートル以内、厚さ三センチメートル以内、長さ、幅及び厚さの合計六十七センチメートル以内

二 重量一キログラム以下

前項の規定にかかわらず、荷物の大きさは、次に掲げる最小限の制限を下回ることができないものとします。

円筒形又はこれに類する形状のもの 長さ十四センチメートル直径若しくは短径又はこれらに類する部分三センチメートル

前に規定する形状以外のもの 長さ十四センチメートル、幅九センチメートル

厚紙又は耐力のある紙若しくは布で作成した長さ十二センチメートル、幅六センチメートル以上の大きさのあて名札を付けたものは、第一号、第二号の限りではありません。

**第三十八条** 荷受人は、荷物の性質、大きさ、重量等に

令和五年十月

ヤマト運輸株式会社

東京都中央区銀座二・十六・十